

東京大学ディベロップメントオフィス特任専門員及び特任専門職員
(特定有期雇用教職員) 募集要項

1. 募集職名
特任専門員及び特任専門職員 (特定有期雇用教職員)
2. 就業場所
東京大学ディベロップメントオフィス (東京都文京区本郷 7-3-1)
3. 職務内容及び募集人員等
 - ①趣旨
東京大学ディベロップメントオフィスでは、本学における全学基金として、個人や企業等から幅広く寄付を募集する「東京大学基金 (<https://utf.u-tokyo.ac.jp/>)」事業及び共同研究や産学連携等を通じての外部資金の獲得を展開している。今後、これらの事業を推進・強化するため、ディベロップメントオフィスに特任専門員及び特任専門職員を採用する。
 - ②職務内容及び人員等
【特任専門員】(シニアディレクター)
(職務内容)
 - ・企業や個人等を対象とした寄付募集や外部資金の獲得についての企画・開発を行う
 - ・学部等の部局とともに外部資金獲得に向けた活動報告や企画・開発を行う
 - ・その他ディベロップメントオフィスに関する業務を行う
(募集人員) 若干名
 - 【特任専門職員】(アソシエイトディレクター)
(職務内容)
 - ・東京大学基金における寄付募集事業、外部資金獲得についての企画・開発を行う
 - ・シニアディレクターのアシスタント業務やサポートを行う
 - ・その他ディベロップメントオフィスに関する業務を行う
(募集人員) 若干名
- ③資格・条件
Microsoft Word・Excel・Power Point 等を用いた文書・資料等の作成、slack や Notion 等のツールを活用したコミュニケーション、Zoom によるオンライン会議の運営ができること。
【特任専門員】
 - ・寄付募集活動などファンドレイジング業務に従事することに強い意欲を有する者
 - ・自らプロジェクトの立案・執行を積極的に行い、業務推進を図れる者
 - ・アソシエイトディレクターの管理監督など、リーダーシップを発揮できる者
 - ・ファンドレイジング活動未経験者も可
【特任専門職員】
 - ・寄付募集活動などファンドレイジング業務に従事することに強い意欲を有する者
 - ・シニアディレクターや他のアソシエイトディレクターとの業務を協働して円滑に進めることができる者、他部署とのコミュニケーションやチームプレーを重視できる者
 - ・ファンドレイジング活動未経験者も可
4. 試用期間
採用された日から 14 日間
5. 雇用期間
2026 年 4 月 1 日以降 (応相談) ~2027 年 3 月 31 日
予算の状況、業務の必要性、勤務成績、勤務態度、健康状態等を考慮のうえ、契約を更新する場合がある。更新する場合は、1 年ごとに行う。

6. 就業日及び就業時間
週5日（土・日曜日、祝日、年末年始は休日）
勤務時間 9:00～17:45（休憩時間 12:00～13:00）
時間外労働を命じることがある。
7. 給与
東京大学年俸制給与の適用に関する規則の定めによる。
【特任専門員】
(給与の目安：月額 40万～)
業績・成果手当、通勤手当（支給要件を満たした場合、上限 55,000 円）
【特任専門職員】
(給与の目安：月額 20万～)
業績・成果手当、超過勤務手当、休日出勤手当、通勤手当（支給要件を満たした場合、上限 55,000 円）
8. 社会保険等
法令の定めにより、文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
9. 選考方法
転職サイト「エン転職」を利用する。サイトより募集受付。
(エン転職 URL:https://employment.en-japan.com/desc_1395494/)
エン転職上の WEB 履歴書等による書類選考の上、面接（一次・二次）を行う。
面接を行う者には、担当者より連絡する。
10. 提出書類
エン転職サイトからのエントリー後、書類選考通過者には必要書類の案内をします。
11. 提出先
エン転職サイトより提出。
12. 応募期限
2026年1月16日（金）
※ただし、応募は随時受け付け、採用を行います。上記提出期限の前であっても、採用者が定員に達した場合は、募集を締め切ります。
13. 募集者名称
国立大学法人東京大学
14. 問合せ先
国立大学法人東京大学ディベロップメントオフィス 採用担当
TEL：03-5841-8245
e-mail: do-saiyo.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp
15. 受動喫煙防止措置の状況
敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

※応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。応募書類は本応募の用途に限り使用し、個人情報は正当な理由なく第三者への開示、譲渡および貸与することはいたしません。

※採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益について、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。